（不実告知後の書面の交付）

第二十二条の二の八　不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項）を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

［八～十二　略］

［2～4　略］

（書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額）

第二十二条の二の九　法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

［一～五　略］

（利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為）

第二十二条の二の十三の二　法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一　略］

二　電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

［イ～ニ　略］

ホ　当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者（以下このホにおいて「利用者等」という。）の求めに応じて行われる工事等（当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

［ヘ・ト　略］

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十二条の二の十九　法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二条の二の二十　法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務　前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの

二　その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務　前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

（不実告知後の書面の交付）

第二十二条の二の八　［同上］

［一～六　同上］

七　書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法

［八～十二　同上］

［2～4　同上］

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第二十二条の二の九　［同上］

［一～五　同上］

（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為）

第二十二条の二の十三の二　［同上］

［一　同上］

二　電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

［イ～ニ　同上］

ホ　当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求めに応じて行われる工事等（利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

［ヘ・ト　同上］

［新設］

［新設］